

『教民榜文』訳注稿（上）

伊藤正彦

Masahiko ITOH

Notes on the Annotated Translation of *Jiao Min Bang Wen* (教民榜文), Vol. One

跋

This paper is an annotated translation of *Jiao Min Bang Wen* in modern Japanese, an important historical material for the systems of *lijia* and elders as well as for the judicial systems of villages in the Ming dynasty. Of the 41 articles, this paper deals with the first 20 articles including the preface.

キーワード：【教民榜文】 里村裁判 選人 三甲

はしがき

明太祖・朱元璋の治世最末期、洪武二十七（一三九八）年四月頒行の「教民榜文」は、洪武二十七（一三九四年）年四月から実施されたいわゆる里老人制を徹底するための詳細な準則である（明朝の基本法典である「大明律」にも拘束されない單行法令の性格も有していた）。里老人制については、紛争処理を主要な任務とした中国史上特異な職役制度であるため、日本では戦前以来多くの研究が蓄積されている（末尾の【里老人制研究文献一覧】参照）。そこでは、主に

『教民榜文』の分析をもとに里老人の職掌や郷村裁判システムが論じられるとともに、里老人制の成立過程や解体過程も論及されてきた。一九九〇年代以降は、地方衙門檔案・民間文書など新史料の分析をもとに里老人制の実態が詳細に明らかにされてきている。¹⁾

こうした豊かな成果をもつにもかかわらず、日本では未だに『教民榜文』の訳注は存在しない²⁾。また、『教民榜文』は、「中島 二〇〇〇」が指摘するように、明太祖・朱元璋の郷村統治政策の集大成としての性格を有しており、里老人制の問題のみに止まらず、明代の郷村社会や明太祖・朱元璋の支配理念の性格を探るうえでの重要史料であり続けている。

このような現状を踏まえ、『教民榜文』の訳出を試みることにした。紙幅の制約上、今回は序文に相当する部分と第二〇条までを訳出し、第二一条以下は機会を改めて訳出することにする。

浅学ゆえ不十分な点や誤りが多くあると思う。大方の御指教を乞う次第である。

註

(1) 「里老人」の呼称について中島楽章氏は、同時代史料の中では「老人」とされており、「老人」と呼ぶのが適切であることを繰り返し指摘している(「中島 一九九四a・一九九五a・二〇〇〇」)。指摘の通りであるが、「里老人」が人口に膚浅した用語であるため、便宜的に里老人と記述した。

(2) 黄彰健「明洪武永樂朝の榜文峻令」(一九七五年、『明清史研究叢稿』台湾商務印書館、一九七七年、所收)、滋賀秀三「法典編纂の歴史」(『中国法制史論集—法典と刑罰』創文社、二〇〇三年)。

(3) 一九九〇年代以降の里老人制研究の動向については、三木聰「明清時代の地域社会と法秩序」(『歴史評論』五八〇、一九九八年)、「中島 二〇〇〇」が整理している。

(4) 米国にはジーン・J・L・チャン氏との英訳がある³⁾。George Jet-lang Chang, "The Village Elder System of the Early Ming Dynasty," *Ming Studies*, 7, 1978. Edward L. Farmer, *Zhu Yuanzhang and Early Ming Legislation: The Reordering of Chinese Society following the Era of Mongol Rule*, E.J.Brill, 1995, Appendix 3, *The Placard of People's Instructions*.

凡例

一、訳注の底本には、劉海年・楊一凡總主編『中國珍稀法律典籍集成』乙編第一冊（科学出版社、一九九四年）所収の楊一凡・宋國範氏による点校本を使用した。楊一凡・宋國範両氏の点校本は、北京図書館蔵『皇明制書』一四卷明刻本を底本とし、北京図書館蔵『皇明制書』七卷明刻本、東洋文庫蔵『皇明制書』二〇巻本（萬曆七年張闕校刊）、内閣文庫蔵『皇明制書』不分巻明刻本と対校している。なお、句説については、改めた箇所がある。

一、「教民榜文」は、序文に相当する部分と計四一の条文から構成されている。序と各条ごとに原文・調説・注釈・和訳を示した。また、閲読の便宜のために、各条に「(第〇条)」と通し番号を施し、筆者の理解をもとに序と各条文に見出しをつけた。

一、原文には旧字体を使用し、調説・注釈・和訳には基本的に新字体を使用した。～～内は次注を示す。

【序】『教民榜文』作成の経緯

〔原文〕

戶部爲教民事。洪武三十一年三月十九日、本部尙書郁新等、同文武百官於奉天門早朝、欽奉聖旨。自古人君代天理物、建立百司、分理庶務、以安生民。當時賢人君子、惟恐不爲君用。及爲君用、無不盡心竭力、效其勤勞、顯父母、榮妻子、立美名於天地間。豈有壞法之爲。所以官稱其職、民安其生。朕自混一四海、立綱陳紀、法古建官、內設六部、都察院、外設布政司、按察司、府、州、縣。名雖與前代不同、治體則一。奈何所任之官、多出民間、一時賢否難知。儒非真儒、吏皆猾吏、往往貪贓壞法、倒持仁義、殃害良善、致令民間詞訟、皆赴京來。如是連年不已。今出令昭示天下、民間戶婚、田土、鬭毆、相爭一切小事、須要經由本里老人、里、甲斷決。若係姦、盜、詐僞、人命重事、方許赴官陳告。是令出後、官吏敢有紊亂者、處以極刑。民人敢有紊亂者、家遷化外。前已條例昭示、爾戶部再行申明。

〔訓説〕

戶部教民の事の為にす。洪武三十一年三月十九日、本部尙書郁^{〔新〕}等、文武百官と同に奉天門に於いて早に朝し、欽んで聖旨を奉る。古えより人君天に代りて物を理め、百司を建立し、庶務を分理し、以て生民を安んず。当時の賢人君子、惟だ君の用と為らざるを恐るるのみ。君の用と為るに及ばば、心を尽し力を竭し、其の勤労を効わし、父母を

顯わし、妻子を采わし、美名を天地の間に立てざるは無し。豈に法を壞るの為有らんや。所以に官其の職に称い、民其の生に安んず。朕四海を混一して自り、綱を立て紀を陳ね、古えに法りて官を建て、内に六部⁽³⁾・都察院⁽¹⁾を設け、外に布政司⁽²⁾・按察司⁽²⁾・府・州・縣を設く。名は前代と同じからざると雖も、治体は則ち一なり。奈何せん任する所の官、多く民間より出で、一時に賢否を知り難し。儒は眞儒に非ず、吏は皆な猾吏にして、往往にして贓を貪り法を壞り、仁義を倒持し、良善を殃害し、民間の詞訟をして、皆な京に赴き来らしむるを致す。是くの如きこと連年有ります。今令を出して天下に昭示す。民間の戸婚・田土・鬭殴・相争の一切の小事、須要す本里⁽²⁾の老人・里・甲の断決を経由すべし。若し姦・盜・詐欺・人命の重事⁽²⁾に係れば、方めて官に赴きて陳告するを許す。是の令出でて後、官吏敢えて紊乱する者有れば、処するに極刑を以てす。民人敢えて紊乱する者有れば、家を化外に遷す。前⁽³⁾に條例もて昭示すも、爾ら戸部再び申明を行え。

〔注釈〕

(1) 郁新 字は敦本。鳳陽府臨淮縣(現、安徽省淮南市)の人(出生は蘇州府吳縣)。至正六(一三四六)年⁽¹⁾永樂三(一四〇五)年。洪武二(一三八八)年に徵されて戸部度支主事の任につき、洪武二六(一三九三)年六月から永樂三(一四〇五)年八月の間、戸部の長官である戸部尚書の任にあつた(建文四年⁽¹⁾永樂元年⁽²⁾は病のために帰附)。

『明史』卷二一、七卿年表⁽¹⁾による。解縕撰『解文毅公集』卷二三・一四に墓誌銘と神道碑があり、『明史』卷一五〇に伝がある。

(2) 奉天門 明代に朝会を行なう正殿である奉天殿前の門を奉天門といつた(正德『大明会典』卷四三、礼部二、朝儀『京官常朝儀』)。

(3) 六部 史・戶・礼・兵・刑・工の各部からなる中央行政機関。明朝は洪武元(一三六八)年八月に六部を設置

した(『明太祖實錄』卷三四、洪武元年八月內子條)。

(4) 都察院 監察・司法機関。刑部・大理寺と併せて「三法司」と呼ばれた。洪武二三年五月の御史台廢止後、洪

武一五（一二八二年）年一〇月に新設された（『明太祖実録』卷一四九、洪武一五年一〇月丙子条）。

(5) 布政司 正式名称は承宣布政使司。省の行政機関。洪武九（一三七六）年六月に行中書省を改編して設置された（『明太祖実録』卷一〇六、洪武九年六月甲午条）。

(6) 按察司 正式名称は提刑按察使司。地方行政の監察機関。明朝成立前年の一三六七年一〇月に設置され（『明太祖実録』卷一六、吳元年一〇月壬子条）、洪武二三（一二八〇）年五月に廃止され、翌一四年三月に再び設置された（『明太祖実録』卷一三六、洪武一四年三月丁亥条）。なお、明朝の官制の確立過程については、「山根 一九六五」が詳しい。

(7) 賊 職務上、横領や收賄などの不正な手段で入手した財物のこと。【律例对照 定本 明律国字解】（内田智雄・日原利國校訂、創文社、一九六六年。以下、「明律国字解」と略す）四六五頁は、「賊とは、罪ある財物を云なり」と解す。

(8) 戸婚・田土・鬪殴・相争・切小事 戸婚は相続・婚姻、田土は不動産取引・貸借、鬪殴は喧嘩・殴り合い、相争は争いをめぐる問題。明清時代に「戸婚田土の案」と呼ばれ、州・県レヴエルで判決し執行することができた杖刑以下の刑に結果する軽微な案件のこと（『州県自理の案』とも呼ばれた）。なお、郷村裁判が扱う具体的な案件については、「第三条」に示されている。

(9) 里 明朝の統一的人民編成である里甲制によって編成された郷村組織。洪武一四年正月から全国で編成された（『明太祖実録』卷一三五、洪武一四年正月の「是月」条）。里甲制の基礎単位は一里長戸・一〇甲首戸の計一一戸で構成される甲であり、この甲一〇箇で一里が編成され、一甲が一年交替で順に里甲正役を負担する（二〇年で一周する）。すなわち、里甲正役を負担する統計一一〇戸（一〇里長戸・一〇〇甲首戸）の戸数原則によって里は編成された。なお、里には里甲正役を負担できない不定数の人戸（年老殘疾・幼少・寡婦や無所有人戸など）も畸零戸として編入された。里甲制・里甲正役については、「山根 一九六六」「小山 一九七二」「鶴見 一九七二」に

詳しい。

(10) 里・甲 里長と甲首のこと。『教民榜文』中の“里甲”とは里長・甲首を意味する。

(11) 断決 〔梅原二〇〇三〕一九〇頁は、「断罪決遣のこと。判決を下して刑罰を執行すること」と解す。

(12) 姦・盜・詐欺・人命重事 姦は姦通・強姦、盜は盗み、詐偽は国家業務の詐称、人命は殺人（人命の侵害）をめぐる問題。明清時代に「命盜重案」と呼ばれ、州・県レベルで判決し執行することができない徒以上の刑に結果する重要な案件のこと。「戸婚田土の案」と「命盜重案」の区別、両者の性格については、〔滋賀一九八四〕に詳しい。

(13) 前已條例昭示 〔明太祖実録〕卷二十三、洪武二七年四月壬午条に、命民間高年老人、理其郷之詞訟。先是州郡小民、多因小忿、輒興獄訟、越訴于京、及逮問多不实。上於是嚴越訴之禁、命有司折民间耆民公正可任事、俾聽其鄉訴訟。若戸婚・田宅・鬪殴者、則令里胥決之。事涉重者、始白於官。且給教民榜、使守而行之」とある詔令を指すと考えられる。原文の記述と実録の記事とが、『教民榜文』を洪武二七（二三九四）年四月の『教民榜』を増補して頒行されたものと理解する大きな論拠となっている。

(14) 申明 〔梅原二〇〇三〕三五二頁は、「一度発布された命令・指揮をもう一度くり返すこと」と解す。

〔和訳〕

戸部が人民の教化のために述べる。洪武二七（二三九八）年三月一九日、戸部尚書の郁新らが文官・武官たちと奉天門の朝会に参集し、皇帝の御言葉を拝承した。「古えから君主は天に代わって万物を治め、官僚制を設けて、様々な業務を分掌させ、人民を安んじた。その頃の賢人・君子は、もっぱら君主の臣下になれないことを恐れるだけであり、君主の臣下になると、心・力を尽くして、自らの功業を示し、父母・妻子を顕彰し、名声が世間に通るようにしないものはなかつた。けつして法を乱す行為などなかつた。それゆえ、官僚はその職務に耐え、人民はその生業に落ち着いた。朕が天下を統一してから、統治の大綱と細則を定め、古えを手本に官僚制を設け、中央に六部・都察院を

置き、地方に布政司・提刑按察司・府・州・縣を置いた。名称は昔と異なるが、統治の大本は同一である。任命した官僚の多くは在野の出身であり、すぐに人物の資質を知ることが困難なのはどうしたものか。儒者は眞の儒者ではなく、胥吏は皆な狡猾な胥吏であり、つねづね贋物を貪り法を乱し、仁・義を倒錯させ、善良な民を迫害し、民間の訴訟がすべて京師にやつて来る事態を招いている。こうした事態が幾年も止むことがない。今、法令を発して天下に明示する。民間の戸婚・田土・鬭殴・相争などすべての軽微な案件は、必ず所属の里の老人・里長・甲首が裁決・執行しなければならない。姦・盜・詐欺・人命など重要な案件であつてはじめて官庁に出向いて提訴することを許す。この法令が出て以降、ぬけぬけと違反する官僚・胥吏がいれば極刑に処し、ぬけぬけと違反する人民がいれば家族ごと辺境に追放する。以前に法令によつて公示したが、戸部が再度詳細に明示せよ」と。

〔第一条〕軽微な案件を官庁に訴えてはならない

〔原文〕

一、民間戸婚・田土・鬭殴・相争一切小事、不許輒使告官。務要經由本管里・甲・老人理斷。若不經由者、不問虛實、先將告人杖斷六十。仍發回里・甲・老人理斷。

〔訓 説〕

一、民間の戸婚・田土・鬭殴・相争の一切の小事、ふだり輒便に官に告するを許さず。からら務要す本管の里・甲・老人の理断を経由せよ。若し経由せざる者は、虚実を問わず、先ず告人を將て杖斷六十とす。仍お里・甲・老人に發回して理断せしむ。

〔和 訳〕

一、民間の戸婚・田土・鬭殴・相争などすべての軽微な案件は、軽々しく官庁に訴えてはならない。必ず管轄の里長・甲首・老人が裁決しなければならない。もし(里長・甲首・老人が)裁決していない場合は、虚・実を問題にするこ

となく、訴えた者を杖六〇に断罪し、さらに里長・甲首・老人に返送して裁決させる。

【第二条】郷村裁判が扱う案件と懲罰権

〔原文〕

一、老人・里・甲、與鄰里人民、住居相接、田土相鄰、平日是非善惡、無不周知。凡民有陳訴者、即須會議、從公剖斷。許用竹籠・荊條、量情決打。若不能決斷、致令百姓赴官紊煩者、其里・甲・老人、亦各杖斷六十。年七十以上者不打、依律罰贖、仍着落果斷。若里・甲・老人、循情作弊、顛倒是非者、依出入人罪論。老人・里・甲、合理詞訟。戸婚 田土 園殿 爭佔 失火 窃盜 罷言 錢債 賭博 擅食田園瓜果等 私宰耕牛 畿毀器物稼穡等 畜產咬殺人 卑幼私擅用財 窃瀆神明 子孫違犯教令 師巫邪術 六畜踐食禾稼等 均分水利

〔訓 説〕

一、老人・里・甲、郷里の人民と、住居相い接し、田土相い隣し、平日是非善惡、周知せざるは無し。凡そ民に陳訴する者有れば、即ちに須く會議し、公に従いて剖斷すべし。竹籠・荊條⁽¹⁾を用い、情を量りて決打するを許す。若し決断すること能わず、百姓をして官に赴きて紊煩らしむるを致す者は、其の里・甲・老人も、亦た各おの杖断六十。年七十以上の者は打たず、律に依りて罰贖⁽²⁾す。仍お着落に果断せしむ。若し里・甲・老人、情に循いて弊を作し、是非を顛倒する者は、人を罪に出入するに依りて論ず。老人・里・甲、合に理むべき詞訟。

戸婚 田土 園殿 爭佔 失火 窃盜 罷言 錢債 賭博 擅食田園瓜果等を食す
私かに耕牛を宰す 器物稼穡等を棄毀す 畜產咬みて人を殺す 卑幼私かに擅に財を用う
神明を褻瀆す 子孫教令に違犯す 師巫邪術 六畜禾稼等を踐食す 水利を均分す

〔注釈〕

(1) 竹籠・荊條 竹籠は竹の節目を削り取った板、荊條は牡荆(ニンジンボク)を素材とした硬い棒。『大明律』の

規定では、荊條が笞刑・杖刑および拷訊の刑具とされ、笞刑では小荊條が用いられ、杖刑では大荊條が用いられた〔大明律〕卷頭の「五刑之圖」、「獄具之圖」。ここに規定された懲罰権について、五刑の笞刑・杖刑と解するか〔松本 一九三九〕〔仁井田 一九五一〕、五刑の笞刑・杖刑以外の懲罰と解するか〔奥村 一九六九〕〔三木 一九九〇〕、見解は分かれるが、〔中島 二〇〇〇〕が主張するように、郷村裁判で認められた懲罰権の刑具が官庁で笞刑・杖刑に用いられる刑具と同様のものであったことは間違いない。

(2) 年七十以上者不打、依律罰贖 〔大明律〕卷一、名例律、「老小廢疾取贖」条に「凡年七十以上十五以下及廢疾犯流罪以下、収贖」とある。

(3) 着落 〔明律国字解〕二二二一頁は、「たしかにと云意なり」と解す。

(4) 出入人罪 故意あるいは過失によって罪刑を加減すること。故出入人罪、故出入人罪、失出入人罪、失出入人罪の四つに分かれる。〔明律国字解〕六八～七〇頁は、「故出入人罪とは、にくしと思ふ人をば、とがなきに罪をかくるを故出入人罪と云、ひきなるものをば、とがあるを罪なきにしなすを、故出入人罪と云。……失出入人罪とは、了簡違にて罪ある人をゆるしたるが失出入人罪なり、罪なき人を罪したるが失出入人罪なり」と解す。

(5) 老人・里・甲、合理詞訟 この後段に具体的に提示される案件は、「小畠 一九五二」が整理したように、「争占」・「六畜踐食禾稼等」・「均分水利」を除いて、〔大明律〕に対応した規定がある。その対応関係を改めて示せば次の通り。

| | |
|-----|------------------|
| 戸 婦 | 卷六、戸律三、婚姻 |
| 田 土 | 卷五、戸律二、田宅 |
| 闕 段 | 卷二〇、刑律三、闕段 |
| 失 火 | 卷二六、刑律九、雜犯、「失火」条 |
| 窃 盗 | 卷一八、刑律一、賊盜 |

罵言

卷二一、刑律四、罵言

錢債

卷九、戸律六、錢債

賭博

卷二六、刑律九、雜犯、「賭博」条

擅食田園瓜果等

卷五、戸律二、田宅、「擅食田園瓜果」条

私宰耕牛

卷二六、兵律四、厩牧、「宰殺馬牛」条

棄毀器物稼穡等

卷五、戸律二、田宅、「棄毀器物稼穡等」条

畜產咬殺人

卷二六、兵律四、厩牧、「畜產咬殺人」条

卑幼私擅用財

卷四、戸律一、戸役、「卑幼私擅用財」条

夔洗神明

卷二一、礼律一、祭祀、「夔洗神明」条

子孫違犯教令

卷二三、刑律五、訴訟、「子孫違犯教令」条

師巫邪術

卷二一、礼律一、祭祀、「禁止師巫邪術」条

[和訳]

一、老人・里長・甲首は、郷里の人民と住宅・田畠が隣接しており、常日頃から正・邪や善・悪を知り尽くしている。訴える人民がいれば、すぐに集つて議論し、公正に裁決しなければならない。事情を斟酌して竹箆・荆條で打つことを許す。もし裁決・執行することができず、人民が官庁に出向いて煩わせることになった場合は、里長・甲首・老人も同様にそれぞれ杖六〇に断罪する。七十歳以上の者は、打つことなく、律の規定に基いて贖罪させる。そのうえで（老人・里長・甲首たちに）確実に裁決させる。もし里長・甲首・老人が情実にとらわれて不正を働き、正邪を倒錯させた場合は、「人の罪刑を加減する」の規定に基いて断罪する。老人・里長・甲首が裁かねばならない訴訟案件。

婚姻・相続

不動産の取引・貸借
喧嘩・殴り合い所有地の境界争い
出火窃盜
罵倒

債権債務

田畠の作物の盗み食い

耕牛の屠殺

器物・作物の破損

家畜が人に危害を加える

年少が財物を勝手に使用する 神を冒涜する 子・孫が父母・祖父母の言い付けに反する 邪教
家畜が作物を荒らす 水利を均等に配分する

【第三条】郷村裁判の会場と行ない方

〔原文〕

一、凡老人・里・甲、剖決民訟、許於各里申明亭議決。其老人、須令本里衆人、推舉平日公直人敬服者、或三名・五名・十名、報名在官、令其剖決。若事干別里、須會該里老人・里・甲、公同剖決。其坐次、先老人、次里長、次甲首、論齒序坐。如里長年長於老人者、坐於老人之上。如此剖判民訟、抑長幼有序、老者自然尊貴。

〔訓 説〕

一、凡老人・里・甲、民訟を剖決するに、各里の申明亭に於いて議決するを許す。其の老人、須く本里の衆人をして、平日公直にして人の敬服する者、或いは三名・五名・十名を推挙し、名を報じて官に在らしめ、其をして剖決せしむべし。若し事別里に干われば、須く該里的老人・里・甲を会め、公同に剖決すべし。其の坐次、先に老人、次に里長、次に甲首、齒序を論じて坐す。里長の老人より年長なる者の如きは、老人の上に坐す。此くの如く民訟を剖判すれば、抑も長幼有序り、老なる者自然に尊貴たり。

〔注 釈〕

(1) 申明亭 「明太祖実錄」卷七二、洪武五年二月の「是月」条に、「建申明亭。上以田野之民、不知禁令、往往誤犯刑憲、乃命有司、於内外府州縣、及其鄉之里社、皆立申明亭。凡境内人民有犯、書其過名、榜于亭上、使人有所懲戒」とあるように、管轄地域内の犯罪者の姓名・罪状を掲示する教化施設であり、洪武五(一三七二)年二月から全国の府・州・縣と郷村の里社に設置された。申明亭の沿革は、「小畠 一九五二」が詳しい。なお、原文の記述は里甲制の各里に申明亭が設置されたことを前提にしているが、実際には南直隸、浙江、福建、江西の

地域では各里に設置されておらず、ほとんどの場合、里の上級郷村行政区画である「都」を単位に設置されたことを「三木 一九九〇」「中島 一九九四b」が明らかにしている。

(2) 或三名・五名・十名『教民榜文』に規定された老人の定数について、裁判を担当する老人一名のほかに補佐役を担う老人が三〜一〇名置かれたとする理解(「松本 一九三九」「小畑 一九五二」)、各里に三〜一〇名置かれたとする理解(「清水 一九五一」「江原 一九五九」)、各里三〜一〇名の老人の以外に補佐的な老人が置かれたとする理解(「細野 一九六九」)などがある。地方志等の記載によれば、現実にはほとんどの地域で各里に一名ずつ設置されたが、「教民榜文」の規定上は各里に三〜一〇名設置されるものであつたと考える。

〔和訳〕

一、すべて老人・里長・甲首が人民の訴訟を裁決する際には、各里の申明亭で議論して裁決することを許す。老人については、必ず所属の里の人々に、常日頃公正・実直で人々が信服している人物を三名・五名・十名ほど推举して官序に姓名を報告させ、その人物に裁決させなければならない。もし事案が別の里と関係している場合は、必ずその里の老人・里長・甲首を集めて合同で裁決しなければならない。(裁判を行なう際の)席順は、老人を先にし、次に里長、次に甲首の順とし、年齢順に着席する。里長が老人よりも高齢な場合は、老人の上位に着席する。このように人民の訴訟を裁決すれば、長幼の序があり、老齢の者が自ずと崇敬される。

〔第四条〕里老人の選任基準

〔原文〕

一、老人理詞訟、不問曾朝覲、未曾朝覲、但年五十之上、平日在郷有徳行、有見識、衆所敬服者、俱令剖決事務、辨別是非。有年雖高大、見識短淺、不能辨別是非者、亦置老人之列。但不剖決事務。

〔訓 読〕

一、老人詞訟を理むるに、曾て朝覲するや、未だ曾て朝覲せざるやを問わず、但だ年五十の上にして、平日鄉に在りて徳行有り、見識有り、衆の敬服する所の者、俱に事務を剖決し、是非を弁別せしむ。年高大なると雖も、見識短浅にして、是非を弁別すること能わざる者有るも、亦た老人の列に置く。但し事務を剖決せしめず。

〔注 釈〕

(1) 朝覲 朝廷の政務を參觀すること。【明太祖実録】卷一九八、洪武二二年一一月癸未条に、命吏部、令天下州県、選民間耆年有德者毎里一人、以次來朝。既至、令隨朝觀政三月、遣帰」とあるように、洪武二二(一三八九)年一月から各里的耆年有德者が三ヶ月間、朝廷の政務を參觀し、そこで得た知見を地方政府に反映すること、また人民の疾苦を伝えることなどが求められた。この制度は洪武二六(一三九三)年正月に廃止された。【明太祖実録】卷三三四、洪武二六年正月戊申条。來朝觀政については「小畑 一九五〇」が詳しい。

〔和 訳〕

一、老人が訴訟を裁くには、以前に朝廷の政務を參觀した経験があるかないかを問わず、年齢が五〇歳以上で、常日頃鄉村に居住していて、徳行があり、識見をそなえ、人々が信服する者に、案件を裁決し、正邪を判断させる。高齢ではあるものの、識見が狹量で正邪を判断することができない者も、老人と見なすが、案件は裁決させない。

〔第五条〕 裁決困難な案件・親族が関係する案件

〔原 文〕

一、本里老人、遇有難決事務、或子弟親戚有犯相干、須會東西南北四鄰里分、或三里五里衆老人・里・甲剖決。如此則有見識多者、是非自然明白。

〔訓 読〕

一、本里の老人、遇ま決し難き事務有り、或いは子弟・親戚に犯の相い干わる有れば、須く東西南北四鄰の里分、或いは三里・五里の衆くの老人・里・甲一を会めて剖決すべし。此くの如くすれば則ち見識多き者有りて、是非自然に明白なり。

〔注 祀〕

(一) 衆老人・里・甲 多くの老人・里長・甲首のこと。【大明律】卷一、名例律「称口者以百刻」に、称衆者、三人以上二とあり、【大明律】では三名以上が衆と規定された。

〔和 訳〕

一、その里の老人は、裁決し難い案件の場合や、子弟・親戚が犯罪に関係している場合に遭遇したならば、必ず東西南北四方の隣接する里、もしくは(近隣の)三つ・五つの里の多くの老人・里長・甲首たちを集めて裁決しなければならない。このようにすれば、識見豊かな者がおり、正邪が自ずと明確になる。

〔第六条〕官僚・胥吏が人を罪に陥れてはならない

〔原 文〕

一、老人・里・甲、剖決詞訟、本以便益官府。其不才官吏、敢有生事羅織者罪之。

〔訓 読〕

一、老人・里・甲、詞訟を剖決するは、本より官府に便益なるを以てすればなり。其れ不才の官吏、敢て生事一羅織す二者有れば之を罪す。

〔注 祀〕

(一) 生事 【明律国字解】八二頁は、「生事とは、何ぞ事をこしらゆるなり」と解す。

(2) 羅織　【漢語大詞典】第八卷、一〇五四頁は、「捏造して多方に漏れ衣をきせるの意」と解す。

〔和訳〕

一、老人・里長・甲首が訴訟を裁決するのは、本来、官厅に便益があるようにするためである。愚かな官僚・胥吏で、ぬけぬけと事件を引き起こして人々を不当に罪に陥れる者がいれば处罚する。

〔第七条〕 老人が罪を犯した場合の処理

〔原文〕

一、老人有犯罪責、許衆老人・里・甲公同會議、審察所犯眞實。輕者就便剖決、再不許與衆老人同列理訟。若有所犯重者、亦須會審明白、具由送所在有司、解送京來。不許有司擅自拿問。若有司擅自拿問者、許老人具由來奏、罪及有司。

〔訓讀〕

一、老人に罪責を犯すもの有れば、衆くの老人・里・甲公同に會議し、犯す所の眞実を審察するを許す。軽き者は就便に剖決し、再び衆くの老人と列を同じくして訟えを理むるを許さず。若し犯す所重き者有れば、亦た須く会審明白にし、由を具して所在の有司に送り、京に解送し来るべし。有司擅自に拿問するを許さず。若し有司擅自に拿問する者は、老人由を具して來奏するを許し、罪有司に及ぶ。

〔注釈〕

(1) 衆老人・里・甲 この「老人・里・甲」とは、【第五条】の規定をうけて、周辺の里の老人・里長・甲首たちの意と考へる。

〔和訳〕

一、罪を犯した老人がいれば、多くの老人・里長・甲首たちが一緒に集つて議論し、犯罪の眞実を取り調べることを

許す。軽い犯罪の者については、すぐに裁決するが、再び多くの老人たちと一緒に訴えを裁くことは認めない。もし重い犯罪の者がいれば、必ず集つて取り調べて明確にし、罪状を詳細に記して所管の官府に送り、京師へ送つて来なければならない。関係官府が勝手に逮捕して問罪することは認めない。関係官府が勝手に逮捕して問罪した場合は、老人が事情を詳しく記して直奏することを許し、関係官府を断罪する。

【第八条】老人が不正を働いた場合の処理

〔原文〕

一、老人中、有等不行正事、倚法爲姦、不依衆人公論、攬擾壞事者、許衆老人拿赴京來。

〔訓 読〕

一、老人の中、有等の正事を行なわず、法を倚みて姦を爲し、衆人の公論に依らず、攬擾壞事する者は、衆くの老人拿えて京に赴き来るを許す。

〔注釈〕

(1) 衆老人 この“衆老人”とは、【第五条】の規定をうけて、周辺の里の老人たちの意と考える。

〔和訳〕

一、老人のなかに、正当な職務を果さず、法を拠り所に不正を働き、人々の公論に従わず、騒ぎを起こし悪事を働く者がいれば、多くの老人が逮捕して京師に連行して来ることを許す。

【第九条】老人が不正に里甲正役を免れてはならない

〔原文〕

一、老人母得指以斷決爲由、挾制里・甲、把持官府、不當本等差役。違者家遷化外。

〔訓　読〕

一、老人指して断決を以て由と為し、里・甲を挾制し⁽¹⁾、官府を把持し⁽²⁾、本等の差役に当らざるを得る母れ。違う者は家を化外に遷す。

〔注　釈〕

(1) 挟制 効力を恃みに威圧・抑圧すること。『明律国字解』六〇〇頁は、「王府の勢を挟て人を制し」と解す。

(2) 把持官府 官庁を牛耳る・意のままにすること。『明律国字解』一二三頁は、「官府を手に入るるなり」と解す。

(3) 本等差役 本来の職役の意であり、明代では里甲正役のこと。『明律国字解』六七五頁は、「該年里甲が勤むるなり」と解す。

〔和　訳〕

一、老人は、裁決・執行の権限を理由に、里長・甲首を威圧し、官庁を意のままにし、本来の職役（里甲正役）の負担を免れることをしてはならない。違反した者は家族ごと辺境に追放する。

【第一〇条】姦・盜・詐偽・人命の重罪案件

〔原　文〕

一、郷里中、凡有姦・盜・詐偽・人命重事、許赴本管官司陳告。其官吏明知此等不係老人・里・甲理斷、一概推調不理者、治以重罪。若里・甲・老人合理之事、頑民故違號令、徑直告官、其當該官吏、不即挾斷、發與斷理、因而稽留作弊、詐取財物者、亦治以重罪。

〔訓　読〕

一、郷里の中、凡そ姦・盜・詐偽・人命の重事有れば、本管の官司に赴きて陳告するを許す。其れ官吏明らかに此等老人・里・甲の理断に係らざるを知るも、一概に推調して理めざる者は、治むるに重罪を以てす。里・甲・老人の合

に理むべきの事、頑民故らに号令に違ひ、径直に官に告し、其れ当該の官吏、即ちに挾断し、発与して断理せしめず、因りて稽留して弊を作し、財物を詐取する者の若きも、亦た治むるに重罪を以てす。

【注釈】

(1) 推調 他人に責任を押し付けること。【明律国字解】八四九頁は、「俗語にて、人にぬりあうことなり」と解す。

(2) 不即挾断、發與斷理 この箇所の解釈は、遺憾ながら判然としない。【第一条】の規定によれば、訴えた者を杖六〇に断罪したうえで里長・甲首・老人に返送して裁決させることになつており、これを速やかに行なわないことを意味するのではないかと思われる(因みに、「ファーマー一九九五」は、「すぐに差し戻して裁決させず」と訳す)。『挾断』は、『杖断』の誤りの可能性もあるのではないかとも思う。

(3) 稽留 速やかに処置せず引き伸ばすこと。【明律国字解】五一一页は、「断決後とは、断決相すみては早速起發すべきに、故もなく延引に及ぶを稽留と云うなり」と解す。

【和訳】

一、郷里にすべて姦・盜・詐偽・人命の重要な案件があれば、所属の官庁に出向いて訴え出ることを許す。官僚・胥吏が、これらが老人・里長・甲首が裁決するものではないことをよく分かつてゐるのに、みな責任を押し付け合つて裁かない場合は、重罪に處す。本来、里長・甲首・老人が裁かねばならない案件で、頑迷な民がわざと法令に違反して直接官庁に訴え、担当の官僚・胥吏がすぐに杖六〇に断罪し(里長・甲首・老人に)引き渡して裁決させることをせず、引き延ばして私利を図り、財物を騙し取るような場合も、やはり重罪に處す。

【第二一条】姦・盜・詐偽・人命の重罪案件を官庁で処理することを願わない場合

【原文】

一、姦・盜・詐偽・人命重罪、前例已令有司決斷。今後民間除犯十惡・強盜及殺人老人不理外、其有犯姦・盜・詐偽・

人命・非十惡、非強盜・殺人者、本郷本里内自能含忍省事、不願告官繫累受苦、被告伏罪、亦免致身遭刑禍。止於老人處決斷者、聽其所以、老人不許推調不理。若里・老人等、已行剖斷發落、其刁頑之徒、事不干己、生事訴告、攬擾有司、官吏生事羅織、以圖賄賂者、俱治以罪。

〔訓 読〕

一、姦・盜・詐偽・人命の重事、前例已に有司をして決断せしむ。今後民間、十惡・強盜及び殺人を犯して老人理めざるを除くの外、其れ姦・盜・詐偽・人命を犯すも、十惡に非ず、強盜・殺人に非ざる者有り、本郷本里の内、自ら能く含忍省事し、官に告して繫累せられ苦を受くを願わざれば、被告罪に伏すも、亦た身刑禍に遭うを致すを免る。止だ老人の處に於いて決断する者は、其の所以を聴き、老人推調して理めざるを許さず。若し里・老人等、已に剖断・發落を行なうも、其の刁頑之徒、事已に干わらざるも、生事訴告し、有司を攬擾し、官吏生事羅織し、以て賄賂を図る者は、俱に治むるに罪を以てす。

〔注 釈〕

(1) 十惡 謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不睦、不義、内乱をいう。〔大明律〕卷一、名例律、

「十惡」条に規定がある。

(2) 強盜 〔大明律〕卷一八、刑律、賊盜、「強盜」条に規定がある。

(3) 殺人 〔大明律〕卷一八、刑律、賊盜の各条に規定がある。

(4) 里・老人等 里長・老人らのこと。〔中島 二〇〇〇〕は、「人等」は、元明時代に複数の職任や身分にある者を連称する場合に頻用されることを指摘して「里老など」と解し、「里老」についても、〔明律国字解〕の解や明代の文集・地方志・地方行政文書に見える事例を挙げ、「里長と老人」と解す。

(5) 發落 〔明律国字解〕五六二頁は「發落とは、らちあくることなり」と解し、〔滋賀 一九八四〕三九頁は「死刑以外の刑を執行して事済みとするることを「發落」という」と解す。

〔和訳〕

一、姦・盜・詐偽・人命の重要な案件は、先の法令で関係官庁に裁決・執行を行わせたが、今後、人民の中で十悪・強盜・殺人の罪を犯して老人が裁くことができないものを除き、姦・盜・詐偽・人命の罪を犯しても、十惡・強盜・殺人ではなく、その郷里の中で、我慢して面倒を避けることができ、官庁に訴え出て拘禁され苦しみを受けることを願わない場合は、被告は罪を受けても、刑罰を受けることを免除する。老人の下で裁決・執行する場合はその事情を明らかにし、老人が責任を回避して裁かないことは許さない。里長・老人たちが裁決して刑を執行したにもかかわらず、狡猾で頑迷な輩が自分に関係ないのに事件を引き起こして訴え出て関係官庁を混乱させたり、官僚・胥吏が事件を引き起こして人々を不当に罪に陥れ、収賄を企図するような場合は、いずれも罪に處す。

【第一二条】郷村裁判で処理したのに頑迷な者が誣告した場合

〔原文〕

一、民間詞訟、已經老人・里・甲處置停當、其頑民不服、輾轉告官、捏詞誣陷者、正身處以極刑、家遷化外。其官吏人等、不察其所以、一概受理、因而貪贓作弊者、一體罪之。

〔訓読〕

一、民間の詞訟、^{イイシテ}已經老人・里・甲の処置停當なるも、其れ頑民服さず、^{輾轉}官に告し、捏詞誣陷する者は、正身處するに極刑を以てし、家を化外に遷す。其れ官吏人等、其の所以を察せず、一概に受理し、因りて贓を貪り弊を作す者は、一体に之を罪す。

〔注釈〕

(1) 輾転 次から次へ・先から先へのこと。展転について「明律国字解」二四一頁・五一三頁は「だんだんにさきからさきへ」・「先から先へ」と解す。

〔和訳〕

一、民間の訴訟で老人・里長・甲首の処理が適切であつたにもかかわらず、頑迷な人民が不服せず、次から次へ官府に訴え、虚言を吐いて誣告する場合は、本人を極刑に処し、家族を辺境に追放する。官僚・胥吏たちが事情を調べることなくすべて受け付けて、贋物を貪り私腹を肥やす場合は、一緒に断罪する。

【第一三條】牢獄を設置したり、監禁してはならない

〔原文〕

一、老人・里・甲、剖決民訟、毋得置立牢獄。不問男子・婦人犯事、不許拘禁。晝則會問、晚則放回。事若未了、次日再來聽問。敢有監禁生事者、治以重罪。

〔訓 読〕

一、老人・里・甲、民訟を剖断するに、牢獄を置立するを得る母れ。男子・婦人の犯事を問わず、拘禁するを許さず。昼は則ち会問し、晩は則ち放回せよ。事若し未だ了らざれば、次日再び来らしめて聽問せよ。敢て監禁生事する者有れば、治むるに重罪を以てす。

〔和訳〕

一、老人・里長・甲首が人民の訴えを裁決する際、牢獄を設置してはならない。男性・女性の犯罪を問わず、監禁することは許さない。昼間に集つて取り調べを行ない、夜は釈放せよ。案件がまだ終わらないならば、翌日に再びやつて来させて取り調べを行なえ。ぬけぬけと監禁して事件を引き起こす者がいれば、重罪に処す。

【第一四条】郷村裁判は訴えがあつて行なわねばならない

〔原文〕

一、里・甲・老人、凡本管人民有事、自來陳告、方許辦理。若民些小詞訟、本人自能含忍不願告訴、若里・甲・老人、風聞尋趁、勾引生事者、杖六十。有職者以職論。

〔訓 読〕

一、里・甲・老人、凡そ本管の人民に事有り、自ら來りて陳告し、方めて弁理するを許す。若し民の些小の詞訟、本人自ら能く含忍して告訴するを願わざるも、里・甲・老人、風聞して尋探し、勾引生事する者の若きは、杖六十。職有る者は職を以て論ず。

〔和 訳〕

一、里長・甲首・老人は、すべて管轄の人民に事件が起り、自分でやつてきて訴え出て、はじめて裁くことを許す。もし人民の些細な訴訟で、当人が我慢することができて訴えることを願わないにもかかわらず、里長・甲首・老人が噂を聞いて駆け付け、連行して事件を引き起こすような場合は、杖六〇に断罪する。収賄した者は職罪に断罪する。

【第一五条】強劫・盜賊・逃軍・逃囚および犯人の逮捕

〔原文〕

一、民間一里之中、若有強劫・盜賊・逃軍・逃囚、及生事惡人、一人不能糾捕、里・甲・老人、即須會集多人、擒拿赴官。違者以罪罪之。

〔訓 読〕

一、民間一里の中、若し強劫・盜賊・逃軍・逃囚、及び生事の悪人有り、一人糾捕すること能わざれば、里・甲・老人、即ちに須く多人を会集し、擒拿して官に赴くべし。違う者は罪を以て之を罪す^(一)。

【注釈】

(1) 以罪罪之　【大明律】卷一、名例律「称与同罪」の「与同罪」の意と同じく、犯人と同罪とすること（死罪・刺字は除く）。

【和訳】

一、民間の或る里甲の中に、もし強劫・盜賊・逃軍・逃囚や事件を引き起して悪事を働く者がいて、一人で取り押えることができない場合は、里長・甲首・老人が必ずすぐに多くの人を集めて捕え官府に連行しなければならない。違反した場合は犯人の罪と同罪とする。

【第一六条】里の人民を生業につかせ出入を周知せよ

【原文】

一、老人・里・甲、不但與民果決是非、務要勸民爲善。其本鄉本里人民、務要見丁着業、凡有出入、互相周知。大誥内已有條款、務要申明遵守。違者論罪。

【訓読】

一、老人・里・甲、但だに民の与に是非を果決するのみならず、務要す民に勧めて善を為さしめよ。其れ本郷本里の人民、務要す見丁着業し、凡そ出入有れば、互相に周知せよ。【大誥】の内に已に條款有れば、務要す申明して遵守せしめよ。違う者は罪を論ず。

【注釈】

(1) 大誥 明太祖・朱元璋自らが当時の全社会階層の悪行・犯罪を例示しながら教戒した訓戒書。【御製大誥】正・続編・三編から成り、それぞれ洪武一八（一二八五）年一〇月、一九年三月、一九年一二月に頒行された。原文の「大誥内已有條款」とは、【御製大誥統編】「互知丁業第三」を指すと思われる。

〔和訳〕

一、老人・里長・甲首は、人民に対して正邪を裁決するだけでなく、必ず人民に善行を督励しなければならない。その郷・里の人民は、必ず成年男子が生業につき、あらゆる（郷・里の人民の）出入りがあれば、相互に周知しておかねばならない。【御製大誥】の中に条項があるから、必ず重ねて明示して遵守させなければならない。違反した者は断罪する。

〔第一七条〕孝子・順孫・義夫・節婦および善行の者の推薦

〔原文〕

一、本郷本里、有孝子・順孫・義夫・節婦、及但有一善可稱者、里・老人等以其所善實跡、一聞朝廷、一申上司、轉聞於朝。若里・老人等已奏、有司不奏者、罪及有司。此等善者、每遇監察御史及按察司分巡到來、里・老人等亦要報知、以憑覈實入奏。

〔訓読〕

一、本郷本里に、孝子・順孫・義夫・節婦有り、及び但し一善の称うべき者有れば、里・老人等、其の善なる所の実跡を以て、一つは朝廷に聞し、一つは上司に申し、朝に転聞せよ。若し里・老人等已に奏すも、有司奏せざる者は、罪有司に及ぶ。此等の善なる者、監察御史及び按察司の分巡して到来するに遇う毎に、里・老人等も亦た報知して、以て実を覈べて入奏するに憑るを要む。

〔注釈〕

- (1) 監察御史　監察・司法機関である都察院の官職。明朝成立前年の一二六七年の御史台設置と同時に設けられ
〔明太祖実録〕卷二六、吳元年一〇月壬子條、御史台廃止後、洪武一五年一〇月の都察院新設の際に監察都御史と十二道監察御史が設けられ〔明太祖実録〕卷一四九、洪武一五年一〇月丙子條、直隸と各道の行政を巡歴して監

察した。明代の監察制度については、「小川 一九九九」がある。

〔和訳〕

一、その郷・里に、父母・祖父母によく仕える子・孫、節操を守る夫・婦がいる場合や、賞賛に値する善行の者がいる場合は、里長・老人たちがその善行の実状を、一つは朝廷に直接奏聞し、もう一つは所属官庁の長官に報告して順に取り次いで朝廷に奏聞せよ。もし里長・老人たちが奏聞したのに、関係官庁が奏聞しない場合は、関係官庁を断罪する。こうした善行ある者については、監察御史や提刑按察司使が巡歴して到着する度に、里長・老人たちが同様に報告し、実状を調査して奏聞する拠り所となるようにしなければならない。

〔第一八条〕奸悪なゴロツキが教戒に従わない場合

〔原文〕

一、本郷本里、但有無藉^(一)漫皮、平日刁頑、爲非作歹、不受教訓、動輒把持挾制、此非良善之民。衆老人嚴加懲治。如是仍前不改、拿送有司、解赴京來。若有司循情脫放不解者、許老人奏聞。

〔訓讀〕

一、本郷本里に、但し無藉^(一)の漫皮、平日刁頑にして、非を為し歹を作し、教訓を受けず、動もすれば輒りに把持・挾制するもの有れば、此れ良善の民に非ず。衆くの老人、厳しく懲治を加えよ。如是前に仍りて改めざれば、拿えて有司に送り、解して京に赴き来れ。若し有司情に循い脱放して解せざる者は、老人の奏聞するを許す。

〔注釈〕

(1) 無藉 「明律国字解」五七八頁は、「無藉とは、無賴なり、いたずらのことなり」と解す。

〔和訳〕

一、その郷・里に、もし奸悪なゴロツキで、常日頃から頑迷で悪事を働き、教戒に従わず、いつも意のままにして威

压する者がいれば、これは善良な人民ではない。多くの老人が厳しく懲戒せよ。もし以前通りで改めないならば、捕えて関係官庁に送り、京師に送つて来るようにしてよ。もし関係官庁が情実にとらわれて釈放し送つて来ない場合は、老人が奏聞することを許す。

【第一九条】木鐸老人の制

〔原文〕

一、每郷毎里、各置木鐸一個、於本里内選年老、或殘疾不能生理之人、或瞽目者、令小兒牽引、持鐸循行本里。如本里内、無此等之人、於別里内選取。俱令直言叫喚、使衆聞知、勸其爲善、毋犯刑憲。其詞曰、孝順父母、尊敬長上、和睦鄉里、教訓子孫、各安生理、毋作非爲。如此者、每月六次。其持鐸之人、秋成之時、本郷本里内、衆人隨其多寡、資助糧食。如鄉村人民住居四散窶遠、每一甲内置木鐸一個、易爲傳曉。木鐸式（以鐸爲之、中懸木舌）。

〔訓 読〕

一、郷毎に里毎に、各おの木鐸一箇を置き、本里の内に於いて年老、或いは殘疾にして生理能わざるの人、或いは瞽目の者を選び、小児をして牽引せしめ、鐸を持ちて本里を循行せしむ。如し本里の内に、此等の人無くんば、別里に於いて選取せよ。俱に直言叫喚せしめ、衆をして聞知し、其の善を為すを勧め、刑憲を犯すこと毋らしむ。其の詞に曰く、「父母に孝順なれ、長上を尊敬せよ、郷里に和睦せよ、子孫を教訓せよ、各おのの生理に安んぜよ、非爲を作ず母れ」と。此くの如き者、月毎に六次。其れ鐸を持つの人、秋成の時、本郷本里の内、衆人其の多寡に隨い、糧食を資助せよ。郷村の人民、住居四散窶遠なるが如きは、一甲毎に内に木鐸一箇を置かば、伝曉を為すに易し。木鐸の式（銅を以て之を為り、中に木舌を懸く）。

〔注 釈〕

(1) 孝順父母、尊敬長上、和睦鄉里、教訓子孫、各安生理、毋作非爲 後世にいう「聖論六言」・「六諭」。明太

祖・朱元璋の人民に対する支配理念を最も簡潔に示した行為規範である。その淵源について論及したものとして、

〔木村 一九五三〕〔山根 一九七二〕〔島田 一九八三〕〔伊藤 一九九五〕〔中島 一九九五a〕がある。

(2) 本条文は、「明太祖実錄」卷二五五、洪武三十一年九月辛亥条に、上命戸部、下令天下民、毎郷里置木鐸一、内選年老或瞽者、毎月六次、持鐸徇于道路曰、孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫」とある詔令に基くものと考えられる。

〔和訳〕

一、郷ごと里ごとに、それぞれ木鐸一個を置き、その里の中から高齢の者、あるいは身体に障害があつて生業を営むことができない者、あるいは盲目的者を選び、子供に誘導させ、木鐸を持ってその里を巡り歩かせる。もしその里の中にこうした人がいなければ、別の里の中から選び出せ。いずれも大きな声で叫び、人々が聞き知り、善行を奨めて、法を犯すことがないようにさせる。その言葉は、「父母によく仕えよ、上の者を敬え、郷里で仲睦まじくせよ、子孫を教え導け、それぞれ生業に専念せよ、悪事を働いてはならない」である。このようにすること毎月六回。木鐸を持つ人については、秋の取り入れの時期に、その郷・里の中で人々が収穫量に応じて食糧を援助せよ。郷村の人民の住居が遠く離れているような場合は、一甲ごとに木鐸一個を置けば、伝えやすい。木鐸の規格（銅を素材に）を造り、中に木製の舌をかける

〔第二〇条〕老人が逆恨みされ誣告された場合

〔原文〕

一、郷里有等頑民、平日因被老人責罰、懷挾私恨、以告狀爲由、朦朧將老人排撃妄告者、事發頑民治以重罪。

〔訓讀〕

一、郷里の有等の頑民、平日老人の責罰を被るに因り、私恨を懷挾し、告状を以て山と為し、朦朧として老人を待て

排程妄告する者、事發せば頑民治むるに重罪を以てす。

【注釈】

(一) 脫臍 「明律圖字解」一二五頁は、「脱臍とは、しらぬふりなり」と解す。

【和訳】

一、郷里の頑迷な輩で、常日頃老人から懲戒を受けたために恨みを抱き、提訴を手段として、知らぬふりして老人をでつち上げで訴える者がいる場合は、事が発覚すれば頑迷な輩を重罪に処す。

- 「里老人制研究文献一覧」(五〇音順) 管見の限り、里老人制の専論と思われる日本の研究文献のみを挙げる。
- 伊藤正彦 一九九六年 「明代里老人制理解への提言—村落自治論・地主権力論をめぐって—」(『平成六・七(一九九四・九五)年度科学研究費補助金一般研究(B)研究成果報告書 東アジアにおける社会・文化構造の異化過程に関する研究』)
 - 江原正昭 一九五九年 「里甲制と老人」(『歴史研究(東京都立大学)』二)
 - 小畠龍雄 一九五〇年 「明代極初の老人制」(『山口大学文学会誌』一)
 - 小畠龍雄 一九五二年 「明代郷村の教化と裁判—中明亭を中心として—」(『東洋史研究』一一一五・六)
 - 栗林宣夫 一九五四年 「明代老人考」(東京教育大学東洋史学研究室編『東洋史学論集』三、不昧堂書店、一九五四年)
 - 栗林宣夫 一九七一年 「里甲制の研究」第一章第三節「里甲の機能」(文理書院)
 - 清水盛光 一九三九年 「支那社会の研究—社会学的考察—」第三篇第二章「支那に於ける村落の自治」(岩波書店)
 - 清水盛光 一九五一年 「中国郷村社会論」第二篇第三章第二節「教化を中心としたる共同生活の規制—明の里制」(岩波書店)
 - 中島榮章 一九九四年 a 「明代中期の老人制と郷村裁判」(『史滴』一五)
 - 中島榮章 一九九四年 b 「明代中期の老人制と地方官の裁判—訴訟文書による—」(『明代郷村の紛争と秩序—徽州文書を史料として—』汲古書院、二〇〇二年、所収)
 - 中島榮章 一九九五年 a 「宋元・明初の徽州郷村社会と老人制の成立」(同右書、所収)
 - 中島榮章 一九九五年 b 「明代前半期、里甲制下の紛争処理」(同右書、所収)

- 中島栄章 一九九八年
 中島栄章 二〇〇〇年
 濱島敦俊 一九八二年
 細野浩二 一九六九年
 細野浩二 一九七七年
 松本善海 一九三九年
 松本善海 一九四一年
 三木 聰 一九九二年
 松本善海 一九七七年
 伊藤正彦 一九九五年
 内田智雄・日原利國校訂 一九六六年
 梅原郁編 二〇〇三年
 小川 尚 一九九九年
 奥村郁三 一九六九年
 小山正明 一九七一年
 木村英一 一九五三年
 滋賀秀三 一九八四年
 島田慶次 一九八三年
 仁井田陞 一九五一年
 鶴見尚弘 一九七一年
 山根幸夫 一九六五年
 山根幸夫 一九六六年
 山根幸夫 一九七一年
- 「明代後期、徽州郷村社会の紛争処理」(同右書、所収)
 「明代の訴訟制度と老人制—越訴問題と懲罰権をめぐって—」(『中国―社会と文化』一五)
 「明代江南農村社会の研究」第一部第一章「明代前半の水利慣行」(東京大学出版会)
 「里老人と衆老人—『教民榜文』の理解に因連して—」(『史学雑誌』七八一七)
 「耆宿制から里老人制へ—太祖の『方巾御史』創出をめぐって—」(『中山八郎教授頌寿記念明清史論集』燎原書店)
 「中国地方自治発達史」第二篇第二章「明朝」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七年、所収)
 「明代における里制の成立」(同右書、所収)
 「明代里老人制の再検討」(『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年、所収)
 「里老人制研究文献一覧」以外の引用文献を挙げる。
 伊藤正彦 「元代勸農文小考—元代江南における勸農の基調とその歴史的位置—」(『文学部論叢』(熊本大学) 四九)
 「中國における官僚制と自治の接点—裁判権を中心として—」(『法制史研究』一九)
 「賦・役制度の変革」(『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年、所収)
 「ジッテと朱子の学」(『東方学報』二二)
 「清代中国の法と裁判」(創文社)
 「思想史(Ⅲ)―宋・清―」(『アジア歴史研究入門』第三巻、中国Ⅲ、同朋舎)
 「中国社会の『封建』とフューダリズム」(『中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会、一九六二年、所収)
 「明代における郷村支配」(『岩波講座世界歴史』一二・中世六、岩波書店)
 「明太祖政権の確立期について—制度史的側面よりみた—」(『史論』一三)
 「明代徭役制度の展開」(『東京女子大学学芸会』)
 「元末の反乱」と明朝支配の成立」(『岩波講座世界歴史』一二・中世六、岩波書店)

漢語大詞典編輯委員会 一九九三年 『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社)
エドワード・L・ファーマー 一九九五年 *Zhu Yuanzhang and Early Ming Legislation: The Rendering of Chinese Society following the Era of Mongol Rule*, E.J.Brill, 1995, appendix 3, *The Placard of People's Instructions*.